

神戸市告示第 415 号

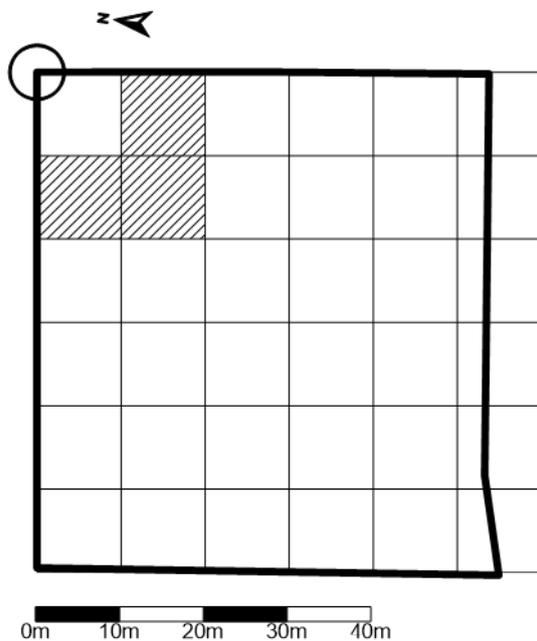
土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき，形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除する。

令和 2 年 8 月 13 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
長田区東尻池新町 10 番の一部
(別図のとおり)
- 2 特定有害物質の名称
鉛及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

別図



<凡例>
○ 起点
— 敷地境界線
▨ 形質変更時要届出区域
の指定を解除する区域

<起点>
起点は、長田区東尻池新町 10 番の敷地境界最北端地点とする。

<格子の回転角度>
 $82^{\circ} 28' 48''$
起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して 10m 間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。